

身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人鎌ヶ谷たんぽぽクラブ

第1章 総則

(身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。特定非営利活動法人鎌ヶ谷たんぽぽクラブ(以下、「法人」とする)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めていくものとする。

2 法人は、身体拘束防止に関し、次の方針を定めすべての職員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 利用者の人権を一番に考え支援する。
- (3) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (4) 安易に「やむを得ない」で身体拘束や不適切な支援を行わない。
- (5) 利用者一人ひとりの特性を知り、身体拘束のリスクを減らす努力をする。
- (6) やむを得ない場合、利用者及び家族に対する十分な説明をもって身体拘束を行う。
- (7) 身体拘束を行った場合、常に廃止するよう努力する。

(身体拘束禁止の対象となる具体的な行為)

第2条 福祉サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。具体的には以下の行為が該当する。

- (1) 車いすやベッドに縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- (3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (6) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

第2章 身体拘束等適正化対応体制

(身体拘束廃止に向けた体制・虐待防止委員会に関する事項)

第3条 法人に、利用者に対する虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として、虐待防止委員会を設置する。

2 委員会は年1回以上開催し、次のことを検討する。

- (1) 職員の虐待防止意識の向上や知識の周知を図る
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (3) 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- (4) 身体拘束等の適正化について
 - ①身体拘束等適正化に関する指針の見直し
 - ②各事業所の身体拘束等の状況を把握。行っている場合は3要件の該当状況、手続き、方法など個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクの評価、拘束の解除に向けて検討する。
 - ③身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がある場合は、3要件の該当状況、特に代替案について検討する。
 - ④やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合は、拘束実施方法の検討、拘束実施時間、家族等との意見調整、説明内容の進め方について検討。
 - ⑤職員研修の企画、実施
 - ⑥その他、利用者の権利擁護、虐待防止に資すること

第3章 身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

（やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応）

第4条 本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

虐待防止委員会を中心に、拘束による利用者の心身の損害や拘束しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の三要件のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討、確認したうえで身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、時間帯、期間等について検討し、本人及び家族等に対する説明書を作成する。また、拘束の解除に向けた取り組み、改善策の検討を早急に行い、その実施に努める。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束等の態様及び目的、身体拘束を行う時間、時間帯、期間等とともに改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合には、事前に契約者及び家族等に現在行っている拘束等の内容と方向性、利用者の状態等を確認及び説明し、同意を得たうえで延長を実施する。

(3) 記録と再検討

身体拘束等の記録は法律上義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身

の状況及びやむを得なかった理由などを記録する。また、心身拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し、その記録は2年間保存するとともに、行政による指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、併せて契約者及び家族に報告する。

第4章 その他身体拘束等適正化に関する事項

(身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針)

第5条 虐待防止責任者は職員に対し、虐待防止、身体拘束適正化、権利擁護、メンタルヘルス、アンガーマネジメント等に関する以下の研修を実施、または外部研修へ積極的に参加させる。

- (1) 新規採用者については、入職時に研修を実施
- (2) 現任者については、年1回以上研修を実施する

(身体拘束等適正化のための指針の周知)

第6条 虐待防止責任者は、事業所内に掲示するとともにホームページ掲載等により、本指針に基づく身体拘束等適正化対応について周知を図らなければならない。

(雑 則)

第6条 この指針に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、身体拘束等適正化のために必要な対応については、虐待防止責任者が虐待防止委員会に諮り、理事会にて協議し定めるものとする。

附 則

この指針は、令和5年3月3日より施行する。